

事業仕分けの実施について

1 はじめに

本市では、厳しい財政状況を克服するため、平成21年1月に『行財政改革アクションプログラム推進手法』を策定し、これまで全庁的に行財政改革に取り組んできた。しかし、経済不況等の影響で財政は更に厳しい状況となり、来年度以降は大きな財源不足が見込まれている。

そこで、本年度、これまでの取組結果を検証し、より効果的で即効性のある取組として再編した『常滑市行財政再生プラン』（以下、『再生プラン』）を策定する。

また、再生プランの柱となる重要な取組項目については、今後の方向性等を判断する過程において、市民の視点・感覚を反映させるために、本市における初めての試みとして、市民等の参加・協力のもと『事業仕分け』を実施する。

2 日時・会場

- ・日時：平成22年8月7日（土）、8日（日） 両日とも9時から17時まで
- ・会場：常滑市福祉会館（北館2階E・F会議室）

3 事業仕分けの主体

常滑市行政改革推進委員会

- ・市内各界・関係諸団体の代表や被推薦者、公募の市民によって毎年組織している。
- ・本年度は委員9名、アドバイザー3名の計12名で構成する。

4 事業仕分けの進め方

行政改革推進委員会が2つの部会を編成し、1日に1つの部会が10件程度の項目を仕分ける。コーディネーター役（アドバイザー）の進行で、1項目当たり40分程度で仕分け作業を実施する。なお、一般公開で行う。

(1) 事業説明（5分）

所管部署の職員（部長・課長・担当職員）が対象項目の概要について説明する。

(2) 質疑・議論等（30分程度。内容や議論の状況によって変動する。）

委員等から所管課職員に対し、仕分け結果を判断するために必要な事項について質問等を行い、委員同士の議論を経て、項目(事業)の必要性等について検討する。

(3) 仕分け結果の決定及び解説（5分）

廃止・改善（拡大・縮小等）・継続・民営化などの仕分け結果を決定する。必要な場合、コーディネーターが仕分け結果について解説する。

5 全体の流れ

(1) 対象項目(事業)の選定・決定

① 対象項目(事業)案の選定（行政改革推進本部）

7つの選定基準により対象項目(事業)案を選定する。

○対象項目(事業)の選定にあたっての基本的な考え方

現在の危機的な財政状況の中で、これまでどおりの取組を継続することについて改めて検討する必要があると思われるもの、そもそもの事業の目的・必要性・在り方等を検討すべきであろう事業について、7つの基準をもって選定する。

※対象項目(事業)及び選定基準は資料参照

② 対象項目(事業)の決定（行政改革推進委員会）

対象項目(事業)案を検討し、必要に応じて追加・削除等を経て、20程度の対象項目(事業)を決定する。

(2) 事業の仕分け

① シートの作成（所管課）

対象項目に位置付けられた各事業について『行財政再生シート』を作成する。

② 事前の研修（行政改革推進委員会）

事前研修を実施して仕分け対象の各項目(事業)の概要を把握する。

③ 事業仕分けの実施（行政改革推進委員会及び市）

2日間の事業仕分けを実施する。

(3) 結果の活用

① 市長への報告（行政改革推進委員会）

事業仕分けの結果を市長へ報告する。

② 方針決定（行政改革推進本部）

事業仕分けの結果をもとに最終的な方針を決定する。

③ 取組内容等の検討（所管課）

最終方針に従い各項目(事業)について具体的な進め方や取組内容等を検討し、必要に応じて行政改革推進本部へ報告する。

④ 再生プランへの位置付け（行政改革推進本部）

各項目(事業)の進め方や取組内容等を最終的に決定し(10月末)、『再生プラン』の取組項目として位置付ける。

6 スケジュール

月	6	7	8	9
行革本部	対象項目選定	対象項目報告	結果報告(速報) 最終方針決定	[所管課] 具体的な取組を検討
行革委員会		7/23 事前説明 第1回 7/30 対象項目決定 第2回 7/30 事前研修・模擬 第2回	8/7、8 事業仕分け 8/10 評価結果最終確認 第3回	

7 その他

事業仕分け対象項目(事業)の他、『行財政改革アクションプログラム推進手法』で未実施・一部実施となった取組項目を再整理し、再生プランの取組項目として位置付ける。